学術研究班事業運用内規

1. 目的

この内規は、学術委員会の下に設置される学術研究班(学術委員会内規 5. 委員会業務 (4))の適正な事業運用を目的として、本学会から支給される活動費の取扱いについて、その使途の種別、申請方法等を明確に示し、さらに、学術研究班の選考(学術研究班に関する内規 6. 選考(1)、(5))における、研究経費の使途に対する妥当性の評価および活動費の決定に用いるために定める.

2. 事業計画および事業報告

- (1) 学術研究班の班長は、活動期間のすべての年度において、当該年度の前年の12月15日までに、当該年度の事業計画(案)を本部理事会に提案し、承認を得る.
- (2) 学術研究班の班長は,活動期間のすべての年度において,当該年の 12 月 15 日までに,当該年の事業報告(案)を本部理事会に提案し,承認を得る.

3. 活動費の運用

- (1) 班長は、活動費の適正な運用を常に心掛け、その取扱いに関して、班員に周知徹底しなければならない。
- (2) 学術研究班の活動費の活動期間中の総額は、当該班研究採択時に理事会で承認した金額を上限とする.
- (3) 活動開始年度の事業計画で本部理事会に提案し、承認された各年度の活動費の予算については、当該年度のみでの使用とする.
- (4) 特別な理由があり、次年度の予算を当該年度に繰り上げ運用、または、当該年度の予算を次年度の予算に繰り下げ運用することを希望する場合は、事前に財務委員会の協議を経た上で、理事会に理由を明記した議案書を提出し、承認を得る.

4. 活動費の科目と使途

学術研究班の活動費は、研究班の申請時に以下に示す科目別に予算計画を行い、活動の前年度に理事会の承認を得ること. もし、科目別の予算計画が申請時から変更になる場合は. 事前に学術委員会の審査を受けること. なお、科目間の流用は認めない.

(1) 旅費交通費

- ① 班員の班会議参加に伴う旅費交通費の支給は、本学会の旅費規程に準じる.
- ② 本学会が主催する総会・秋季学術大会の期間中およびその前後の学術大会開催地周辺での班会議の開催は禁止とする.

(2) 会議費

- ① 班会議の開催時間が昼食時間 (12:00~13:00), および夕食時間 (18:00~19:00) を挟む長時間の場合は,1日,1会議に限定し,参加者1名あたり1,000円(税込)を上限として,会議費(会議での弁当・飲み物代)の使用を認める.
- ② 会議費は、昼食または夕食の費用であり、本学会あての領収書には内容(弁当、飲み物の個数)、日付を明記する. 班長(班員)が立替払いし、会議終了後速やかに本学会あての領収書を SpaJSRT (Smart Paper work system for JSRT) にアップロードする.
- ③ Web 会議の場合は、会議費の支給は行わない.

(3) 印刷製本費

- ① 班研究で必要とする印刷製本(コピー代等)に関しては、経費を活動費から支払うことができる.
- (4) 通信運搬費

① 通信運搬費には、班研究に伴う通信・運搬にかかる宅急便等(切手不可)の費用が含まれる.

(5) 消耗品費

- ① 活動費で購入する物品に関しては、当該班研究の遂行に必要と考えられる物品に限定し、本学会の会計処理規程に準じる.
- ② 活動費で購入する物品は、10万円(税込)未満の消耗品に限定する.
- ③ 活動費で物品(消耗品)を購入する場合は、原則として、本学会あての請求書を本部事務局に提出する.
- ④ 活動費で購入した物品(消耗品)は、活動終了後に破棄すること.

(6) 諸謝金

- ① 班が行う研究活動を補助する研究協力者に対して、本学会が定めた基準により、謝金を支払うことができる.
- ② 謝金の支払総額(源泉税込)は、当該年度の活動費総額の30%を上限とする.
- ③ 謝金の額は下表に基づき,算出する.

研究協力者の種別	補助作業の内容	1時間当たりの基準範囲
		(源泉税抜)
学生 (大学院生を含む)	単純作業, 知的作業	800 円~1,000 円
一般	単純作業	1,000円~1,200円
	知的作業(医療, IT, 統計, etc.)	1,000 円~3,000 円

④ 活動費から謝金を支払う場合は、研究協力者の氏名、所属、種別、作業内容、作業時間、謝金(源泉税込)の金額を含めた報告書を本部事務局に提出し、作業の検収をした上で、研究協力者の口座情報を含めて、本部事務局に研究協力者への振込を依頼する。本部事務局は源泉税を差し引いて振り込む。

(7) 賃借料

① 班会議もしくは班研究の一部として、有料で施設を賃借する場合は、その費用を活動費から支払うことができる.

(8) 委託費

- ① 第3者に班研究の一部を委託する場合(ファントムの製作、ソフトウエアの開発等)で、(6) に示す諸謝金では対応が困難な場合は、その詳細に関する見積書を班活動申請時に提出することで、委託費として支出することができる.
- ② 論文の英文校閲費を委託費として支出することができるが、当該論文を本学会の英語論文誌 (Radiological Physics and Technology: RPT 誌) に投稿する場合に限る.

(9) その他

① 学会参加費,登録料,学会年会費等は,活動費からは支出できない.

5. 活動費の執行

- ① 班会議は、活動費の残額を確認し、開催通知を Spa.JSRT に登録した上で開催する.
- ② 班研究は、各年度の予算計画に従って実施し、その予算執行の期限は当該年度の 2 月 15 日と する.

6. 担務

この内規にかかわる事項の担務は学術委員会とし、事務手続き等は学会事務局が行う.

付 則

- 1. この内規は、運営企画会議の議決により改訂することができる.
- 2. この内規は、平成30年1月27日より適用する.

2019年(平成31年)3月24日 一部改訂

2022 年 3 月 1 日 一部改訂

2024年 3月 1日 一部改訂